

## 第22回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成31年3月25日（月） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所2階 防災集会室

会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 報第44号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第4  | 報第45号  | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取り消しについて                 |
| 日程第5  | 議第158号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第6  | 議第159号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第7  | 議第160号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第8  | 議第161号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第9  | 議第162号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第10 | 議第163号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |
| 日程第11 | 議第164号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について                |
| 日程第12 | 議第165号 | 農用地利用配分計画（案）について                          |
| 日程第13 | 議第166号 | 最低経営面積（別段の面積）の設定について                      |

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 齊、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

伊藤善明

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：橋本哲夫、事務局次長：林篤志、振興主事：中田義博、  
農地主事：林義一、書記：脇坂光生、西本泰輝、水橋靖、下畑英史、野畑清明、  
木戸脇良昭、尾形博司、（代理）水口仙之、藤原一也、松下義和  
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、畜産課長：丸山浩一、  
林務課長：高井和之、農地相談員：森本和彦

職務代理

ただいまより第22回高山市農業委員会を開催いたします。  
本日は、12番伊藤委員より欠席の報告を受けています。  
なお、本日の出席委員は、19名中18名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。  
続きまして、会長より挨拶を願います。

会 長

ご苦労様でございます。  
  
日の出時間が5時台になってきまして、外での農作業にはまだ少し寒いと感じますが皆様いかがでしょう。  
昨日、個人的に西之一色町の山の関係で松倉山へ登りましたが、根雪はまったくない状態でした。この状況が既に今年は異常気象の中で農業がスタートするということを感じたしだいです。  
話は変わりますが、先月市内の商店街へジビエの串焼きの店があるということで行ってきました。猪、鹿、馬などの串焼きがあり、飛騨牛より少し高く感じましたが、店員の方からは今後もジビエ料理を広く勧めていきたいと話されていました。  
今日の総会も議題がいろいろありますが、スムーズに進行できます様よろしく願います。

職務代理

ありがとうございました。  
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。  
会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 11番 森山委員と、13番 下田委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。  
それでは議事に移ります。  
日程第3 報第44号 農地所有適格法人の報告等について  
を議題とします。  
事務局の説明を願います。

林地  
農地  
地主  
事務

今回は53法人のうち6法人についての報告となります。  
農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。  
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、6件について報告いたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。  
続きまして、日程第4 報第45号 農地法に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。  
事務局の説明を願います。

木戸 脇 記 今回は、1件の報告です。  
書 記 (一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)  
(その他の説明)  
一部取消しに伴う残地については、後の事業計画変更で申請がありますので改めて説明します。  
以上 1件の報告をいたします。

議長 以上、報告のとおり確認しました。  
続きまして、日程第5 議第158号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。  
事務局の説明を願います。

木戸 脇 記 本日は、6件の上程です。  
書 記 本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。  
(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)  
以上、6件 田19筆で合計 13,766 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。  
  
(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。  
  
続きまして、日程第6 議第159号 農地法第4条の規定によ

る使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題と  
します。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇  
書 記

今回は、4件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地  
区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3  
種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判  
断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一  
般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を  
いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、  
地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を  
求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を  
説明)

以上、4件、田畑6筆で 計 1,618.41 m<sup>2</sup>についてご審議をお  
願いいたします。

議 長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可  
申請に意見を付する件については許可相当として意見を付するこ  
とに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第160号 農地法第5条の規定によ  
る権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件につい  
て を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木 戸 脇  
書 記

本日は10件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いず  
れも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますの  
で報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、

地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

6番の案件については、転用面積が3,000㎡以上のため高山市のまちづくり条例による大規模開発の手続きが必要となります。

以上 10件、田畑15筆、4,971㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第161号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

木戸 脇記 今回は2件の上程です。  
(各案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)  
以上2件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第162号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

木戸脇  
書記

今回は1件の上程です。

非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。

(当案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上1件、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第10 議第163号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

委員案件について、事務局の説明をお願いします。

尾形書記

本日は67件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(1番については認定農業者の旨、経営内容、作付け予定作目、使用貸借、貸借にあつては存続期間及び新規の旨を説明)

以上、1番 田2筆 1,803 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長	<p>異議なしと認め、1番については承認といたします。</p> <p>1番の関係委員の議事参与制限を解きます。</p> <p>続きまして2番以降の説明をお願いします。</p>
尾形書記	<p>(2番以降について、受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間及び新規・更新の別を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>67番の所有権移転は、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し説明</p> <p>以上、2番以降の田畑176筆 198,977㎡についてご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。</p> <p>続きまして、日程第11 議第164号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
尾形書記	<p>本日は29件についての上程です。</p> <p>農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑74筆 68,867㎡について、いずれも新規10年の賃貸借権を設定するものです。</p> <p>以上ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認といたします。</p>



続きまして、日程第12 議第165号 農用地利用配分計画(案)について を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

尾形書記 本日は74件についての上程です。  
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)  
以上、74件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画(案)について、承認といたします。

続きまして、日程第13 議第166号 最低経営面積(別段の面積)の設定について を議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

木戸脇書記 農業委員会業務として毎年審議することとされている案件です。  
今回は見直し理由を改める必要が無いことから、現行通りの設定とするものです。  
ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、最低経営面積(別段の面積)の設定について承認といたします。

以上で本日本日予定していましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第22回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

森山 護 委員

---

下田 初秋 委員

---